

○法務省告示第五十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第三百十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年二月二十九日

法務大臣 小泉 龍司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり

定める。

「一〇五十二 略」

「別表第一〇別表第十 略」

別表第十一

一 次のいずれかに該当していること。

イ 本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。

）を卒業して学位を授与されたこと。

ロ 本邦の大学院の課程を修了して学位を授与

されたこと。

ハ 本邦の短期大学（専門職大学の前期課程を

含む。）又は高等専門学校を卒業した者（専

定める。

「一〇五十二 同上」

「別表第一〇別表第十 同上」

別表第十一

一 本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）

を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授

与されたこと。

「号の細目を加える。」

「号の細目を加える。」

「号の細目を加える。」

---

門職大学の前期課程にあつては、修了した者  
）で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令  
第二十八号）第三十一条第一項の規定による  
単位等大学における一定の単位の修得又は短期  
大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻  
科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授  
与機構が定める要件を満たすものにおける一  
定の学修その他学位規則（昭和二十八年文部  
省令第九号）第六条第一項に規定する文部科  
学大臣の定める学修を行い、かつ、独立行政  
法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査  
に合格して、学士の学位を授与されたこと。

ニ 本邦の専修学校の専門課程の学科（専修学

「号の細目を加える。」

---

---

校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和五年文部科学省告示第五十三号）第二条第一項の規定により文部科学大臣の認定を受けたものに限る。）を修了し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定により、高度専門士と称することができること。

「二・三 略」

四 本邦の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、第一号ハに規定する短期大学等の専攻科又は同号ニに規定する専修学校の専門課程の学科

「二・三 同上」

四 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること。

---

において修得した学修の成果等を活用するものと認められること。

〔別表第十二・別表第十三 略〕

〔別表第十二・別表第十三 同上〕

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。